

平成17年4月22日

(照会先)
社会保険庁運営部医療保険課適用・徴収対策室
室長補佐 杉山(内線3602)
適用対策専門官 松下(内線3608)
電話(代表)03-5253-1111
(直通)03-3595-2756

政府管掌健康保険・厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった
場合の届出(全喪届)の適正化に向けた総点検の実施結果について

昨年9月から実施していた全喪届の総点検の実施結果(最終報告)及び概
要については、別紙のとおりである。

全喪届の総点検

地方社会保険事務局において、平成16年1月から9月末までに届出られた全喪届
約4万件にかかる喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施し、
添付書類等に疑義があるものを中心に実地調査を行っていたもの。

《今後の取組》

全喪届の適正化に向けた取組を確実に実施していくこととしており、引き
続き、全喪届の提出にあたって取締役会議事録の写し等の第三者の確認がない
書類を添付している事業所については、できる限り詳細な聴き取りを行った上
で受理することとする。さらに、一定期間経過後、当該事業所に電話や文書に
よる照会等により休業や廃業の実態を把握し、疑義がある場合には、実地調査
を行うこととしている。

なお、全喪届のより一層の適正化を図る観点から、いわゆる偽装全喪を抑
止する方策の一つとして、全喪事業所の名称等を社会保険庁ホームページに
おいて公表していくこととしている。

全喪届の処理状況等について（全国計）

1. 処理件数等（対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付）

合計		全喪の原因					
全喪届処理（提出）事業所数	39,673	解散	休業	合併	認定全喪	その他	
		16,538	8,594	3,465	1,412	9,664	
添付書類の種類	雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写	8,144	4,934	1,588	460	22	1,140
	解散登記の記載がある登記簿謄本の写	6,034	4,981	87	836	14	116
	法人税・消費税異動届の写又は給与支払事務所等の廃止届の写	1,597	502	865	82	1	147
	休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写	1,742	728	191	191	61	571
	事業廃止等を議決した取締役会議事録の写	6,027	1,970	3,219	213	11	614
	その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類	16,129	3,423	2,644	1,683	1,303	7,076
保険料関係	全喪時に滞納となっていた保険料無	31,415	13,430	5,904	3,398	363	8,320
	全喪時に滞納となっていた保険料有	8,258	3,108	2,690	67	1,049	1,344

全喪届処理（提出）事業所数 = + + + + + = +

2. 全喪時の被保険者数（対象：上記1の事業所）

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合計
事業所数	16,600	7,427	3,645	2,236	1,306	2,944	1,729	1,990	37,877

全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者

3. 実地調査等の結果（対象：上記1の事業所のうち添付書類のない事業所及び滞納事業所等調査が必要と判断したもの）

	合計	全喪取消	新規適用	対応中
適正な届出を確認	10,420			
事業を継続又は再開等	194	32	37	125
調査を継続中	94			
合計	10,708			

実施結果の概要

1 処理件数等

(1) 全喪届処理(提出)事業所数

39,673件(平成16年1月1日~平成16年9月30日)

(2) 全喪の原因(主な事由)

- ・ 解散 16,538件 約42%
- ・ 休業 8,594件 約22%
- ・ その他 9,664件 約24%

「その他」の主なものは、次の理由によるもの。

- ・ 郵政公社の郵便局の非常勤職員等の管理がブロックに統合されたことによるもの。
(郵政公社の正規職員は、共済組合加入。)
- ・ 常時使用される者(被保険者)が0人となったことから適用事業所でなくなったもの。
- ・ 任意適用事業所が認可を受けて適用事業所でなくなったもの。

(3) 添付書類(主な事由)

- ・ 雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写 8,144件 約21%
- ・ 解散登記の記載がある登記簿謄本の写 6,034件 約15%
- ・ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写 6,027件 約15%
- ・ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類 16,129件 約41%

「その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」の主なものは、破産決定通知書、営業譲渡契約書、合併関係書類、医療法人の廃止届、個人事業主の死亡届等。

2 全喪時の被保険者数

全喪時の被保険者数欄における事業所数(37,877件)と前記1全喪届処理(提出)事業所数(39,673件)との差は、全喪の原因が、常時使用される者(被保険者)が0人となったことから適用事業所でなくなった事業所である。

3 実地調査等の実施件数及び結果

10,708件(4,581件)

適正な届出を確認	10,420件(4,313件)
事業を継続又は再開等を確認	194件(47件)
・ 事業を継続していたため全喪取消	32件(4件)
・ 事業を再開していたため新規適用	37件(8件)
・ 対応中(現時点で事業を実施していることが判明しているもの)	125件(35件)
調査を継続中(事業主等との接触ができない等により現時点で実態の把握ができないもの)	94件(221件)

()内は1次報告時の件数。

参考

平成16年11月29日

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課適用・徴収対策室

室長補佐 杉山(内線3602)

適用対策専門官 松下(内線3608)

電話(代表)03-5253-1111

(直通)03-3595-2756

適用事業所に該当しなくなった場合の届出の適正化に向けた取組について(実施結果・1次報告)

標記については、本年中(平成16年1月1日から平成16年9月30日まで)に届出られた全喪届について、地方社会保険事務局長に対する平成16年9月24日付事務連絡によって、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施したところである(参考参照)が、その実施結果(1次報告)及び概要については別紙のとおりである。

なお、現在調査を実施している6,160件については、調査が完了次第、結果を公表する予定である。

全喪届の処理状況等について（全国計）

1. 処理件数等（対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付）

合計		全喪の原因					
全喪届処理（提出）事業所数		39,673	解散	休業	合併	認定全喪	その他
		39,673	16,538	8,594	3,465	1,412	9,664
添付書類の種類	雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写	8,144	4,934	1,588	460	22	1,140
	解散登記の記載がある登記簿謄本の写	6,034	4,981	87	836	14	116
	法人税・消費税異動届の写又は給与支払事務所等の廃止届の写	1,597	502	865	82	1	147
	休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写	1,742	728	191	191	61	571
	事業廃止等を議決した取締役会議事録の写	6,027	1,970	3,219	213	11	614
	その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類	16,129	3,423	2,644	1,683	1,303	7,076
保険料関係	全喪時に滞納となっていた保険料無	31,415	13,430	5,904	3,398	363	8,320
	全喪時に滞納となっていた保険料有	8,258	3,108	2,690	67	1,049	1,344

全喪届処理（提出）事業所数 = + + + + + = +

2. 全喪時の被保険者数（対象：上記1の事業所）

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合計
事業所数	16,600	7,427	3,645	2,236	1,306	2,944	1,729	1,990	37,877

全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者

3. 実地調査等の実施件数（対象：上記1の事業所のうち添付書類のない事業所及び滞納事業所等、調査が必要と判断したもの）

	合計	事業所への立入	事業所外部からの確認	その他（文書の送付等）
実地調査等を実施した事業所数	4,581	1,092	1,896	1,593

4. 実地調査等の結果（対象：上記3の事業所）

	合計	全喪取消	新規適用	未対応（調査継続中）
適正な届出を確認	4,313	/	/	/
事業を継続又は再開等	47	4	8	35
再調査が必要	221	/	/	/

5. 今後、実地調査等が必要である事業所数

6,160 事業所

上記1のうち、主に、
 査 第三者の確認がない等により、あらためて調
 査 が必要としたもの。（上記3で実地調査等を実施したものを除く。ただし、
 上 記4で再調査が必要とされたものを含む。）